

議第34号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号。以下「県条例」といいます。）により本市が処理することとされている，毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付及び再交付に係る事務について，手数料を定めるものです。

2 改正の内容

現在，県条例により広島県から事務が移譲されている，毒物又は劇物の製造業又は輸入業（製剤の製造（製剤の小分けを含みます。）若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係るものに限ります。）の登録票の書換え交付及び再交付の事務について，これまで広島県において手数料を徴収していないことから，呉市においても当該事務に係る手数料を徴収していませんでした。

この度，広島県が当該事務に係る手数料を令和2年4月から徴収するため，広島県手数料条例（平成12年広島県条例第5号）の一部改正を行う予定です（令和2年2月定例会に議案を提出予定）。

これを受けて，呉市においても手数料を徴収する事務に当該事務を追加し，手数料の額を定める等の規定の整備をします。

3 手数料の額

今回追加する事務に係る手数料の額は，広島県手数料条例で定める手数料の額と同額とします（類似の事務である毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付及び再交付に係る手数料の額と同額となります。）。

4 施行期日

令和2年4月1日